「搬入管理要領」Ｑ＆Ａ

（1）　家庭ごみ関係

No.	疑　　問　　等	回　　答
1	「粗大ごみ」の認識は、大型の耐久消費財ということで良いか。	袋に入らないものは、粗大ごみとする。ただし、袋に入っても、布団、カーペット等は受入ホッパーに詰まる恐れがあるので、粗大ごみとして取り扱う。
2	布団は、粗大ごみか。 まるめて袋に入れば、もえるごみか。	粗大ごみとする。細かく切って袋に入れば、もえるごみ。 じゅうたん、カーペット類も同様とする。
3	粗大ごみの大きさは。 例：２リットル位の湯沸しポットを基準としてよいのか。	コンテナのサイズ（縦 35cm、横 50 cm、高さ 25cm）以上の大きさのものとする。
4	建具類は、粗大ごみとして代行運搬（訪問収集）に依頼してもよいのか。	建物の一部とみなされるものは、代行運搬の対象としない。 例：ドア、瓦、畳、建具等
5	一般家庭から出される襖、ドア、障子などの建具は受け入れるのか。解体しなくてもそのまま受け入れるのか。	日曜大工（DIY）で自宅の修繕等で発生したものは受け入れる。ただし、発生者自らの直接搬入のみとする。 （１日合計 10 枚まで）
6	車の部品は、どこまで受入れるのか。（直接持込）（カー用品店で購入し、交換する人がいる。）	チェーン、キャリア、ワイパー等まで受入れるが、その他のものは受入れない。（販売店に相談）
7	木材で、長さ 60cm 以内で太さ 10cm 以内のものは、どれくらいまで受入れ可能なのか。（数量、重量）	個人の場合は、基本的に台数制限はしないが、受入れ先の状況により多いときは協議する。
8	自分で解体したソーラーパネルは、受入れるのか。	シリコン等を含むので、処理困難のため受入れない。（販売店に相談）
9	家庭から持ち込まれた便器（水洗トイレ用）は、受入れるのか。	個人で取付交換したものでも陶器素材のものは受入れない。原則として工事店・施工業者で引き取ってもらう。

No.	疑　問　等	回　答
10	消火器の受入れはしているか。	処理困難のため受入不可 （消火器リサイクル推進センターへ問合せ） TEL：03-5829-6773 スプレー式消火器は使い切っていれば有害･危険ごみとして受入可。
11	家庭から持ち込まれた門、扉等は、どの程度の大きさまで受入れるか。２人で持てるものまで良いのか。	個人施工の日曜大工（DIY）に限り受入れる。 ただし処理できる物、かつ、大きさは 1.8m×0.9m以内とし、２人で運ぶことが出来るもの。
12	一般家庭搬入のコンクリートブロック、レンガ、瓦は、受入れるのか。	日曜大工（DIY）で使用したものに限り、1 日 50kg まで受入れる。 基礎コンクリート等鉄筋を含むコンクリートは受入不可。
13	漬物石、物干し台（コンクリート）の処分について。	漬物石は２個、物干し台は１対（２個）まで受入れる。
14	植木用のプランター等に使用した土は受入れるのか。家庭園芸用庭土は、受入れるのか。	廃棄物に該当しないため受入れない。
15	火災の残材等は受入れるのか。	解体業者が搬入するものは､産廃のため受入不可。 ただし､家財道具で自ら分別し搬入すれば受入れる。なお、分別の際は構成市町の担当者が指導のうえ対処する。 なお、手数料免除申請（罹災証明書原本添付）があれば､減免する。
16	埋立ごみ（薪ストーブからの灰など）は、受入れるのか。	処理困難のため受入不可。 ただし、一般家庭からの場合、少量ずつレジ袋等に入れ､もえるごみと混ぜて数回に分ければ処理可能。
17	発泡スチロールは、プラスチック資源と同じ袋に入れてよいのか。	プラスチック資源として受入れる。指定の資源袋を使用。 魚箱は軽くすすいで資源袋に入れる。

No.	疑　　問　　等	回　　答
18	一般家庭で搬入する犬、猫等ペットの動物死体は、受入れるのか。	直接搬入すれば受入れるが、葬祭を必要とする場合は動物用火葬場を紹介する。（有料） 名取市斎場　022-385-1431 岩沼市斎場　0223-22-4115 角田市衛生センター 0224-63-2140
19	代行運搬（訪問収集）は、品目数の制限を設けているのか。	５品目として収集を行う。（多くの家庭の回収が可能となるように配慮する。） なお、スプリングマットレスは枚数で精算する。
20	代行運搬は、家庭から発生する可燃ごみもお願いできるのか。	一般家庭の可燃ごみは、指定集積所への搬出となるので回収しない。
21	タイヤは、代行運搬で収集できるのか。	代行運搬は、粗大ごみの収集運搬に限るため、訪問収集はしない。直接個人の搬入のみとする。なお、購入した販売店での引取りに協力願う。
22	ベニヤ板、パレットは受入れるのか。	ベニヤ板は家庭で使用したものであれば処理を行う。（一辺を 60 cm以内に切る） パレットは産廃扱いになるため受入れない。

（２）　事業系ごみ関係

No.	疑　　問　　等	回　　答
1	一般廃棄物の搬入量に制限はあるか。	施設での処理能力は限られているため、場合によっては受入制限を行う。草木については他の施設（資源化処理施設）でも受入を行っている。また、ごみの減量化を進めて発生量を減らすよう指導する。
2	書類の処理として、とじ紐で綴じているのは切ってバラバラの状態で搬入させるのか。 ファイルの処分方法は。	綴じ紐を切ってもらう。資源にできる物（パンフ等）は、了解を得て資源ごみとする。紙ファイルは、産廃（廃プラスチック、金属くず）の金具を外していれば受け入れる。
3	プラスチックの洗剤容器など、プラスチック容器は従業員用であれば、従業員のごみとして一般廃棄物とし、業務で使ったものは産廃（廃プラ）という認識でよいのか。	従業員の使用したプラ容器は一廃とみなして受入れる。（一般廃棄物の食べ物に直接触れている物は一般廃棄物とみなす。）
4	客の出したごみ（ガソリンスタンド、コンビニ等）	分別さえしていれば一般廃棄物として、受入れる。
5	生活者のごみ（病院、老人福祉施設）は一般廃棄物で良いか。	分別を行ったものは一般廃棄物として受入れる。清掃センターへ直接搬入か許可業者へ依頼。
6	ＰＰバンド、ビニール梱包、発泡スチロール等は産業廃棄物か。	事業所から発生するものは、産廃のため受入不可。一般家庭から発生するものは受入れる。
7	病院、事務所、大学等で使用した家具等の粗大ごみ。	処理困難のため受入不可
8	事業系の粗大ごみ。 事業所（個人商店等含む。）の粗大ごみは受入れるか。	処理困難のため受入不可
9	産業の粗大ごみを細かくした物は、もえるごみになるのか。	あくまで産廃のため、もえるごみにはならない。受入不可。
10	家具屋が客から下取りした家具、客の出した一般廃棄物（家具屋は、サービスで運ぶのであれば良いか）	一廃

No.	疑　　問　　等	回　　答
11	ニット製品製造等の布切れ、メリヤス生地は天然繊維50%以上のものであっても、産廃繊維くずではないのか。	天然繊維50%以上のものは一般廃棄物として受入れる。
12	レンタル・リース店の木製品は一般廃棄物として、受け入れなければならないのか。 （現行：産廃扱い）	処理困難のため受入不可
13	木製パレット、木箱は一般廃棄物であり、木材としての受入条件を満たすように解体すれば、受入れるべきではないのか。	木箱、パレットに関しては処理困難のため受入不可（産廃扱い）
14	農家が搬入する農業機械は、金属製のみならば、一般廃棄物（金属くず）として受入れるのか。	産廃（金属くず）なので、受入れない。ただし、刈払機、噴霧器（肩掛け式）までは、一般家庭でも使うものなので、一廃とみなして受入れる。
15	公共工事の草は一般廃棄物であり、受入制限をするとしても、拒否はできないのではないのか。	家庭から排出されるもえるごみの処理を優先して行うため状況によって受入出来ない場合は、他の処理業者へ問合せ。受入可能の場合は事前申請による処分とし、契約書(写)等を提出させ搬入制限を行う。 １週間に４ｔ車１台分までの搬入に協力してもらう。
16	国、県、市、町で業者に委託して河川敷等を除草したときの草の受入れは。	No.１５と同じ
17	植木屋の植木は本来一般廃棄物であり、受入制限するにしても、拒否はできないのではないのか。	No.１５と同じ
18	事業所から出たリサイクル家電は受入れるのか。	処理困難のため受入不可 個々の指定引取所へ持っていってもらう。
19	事業所が搬入する家電品は、受入れるのか。	処理困難のため受入不可 電卓程度（１～２個）までなら、一廃とみなして受入れる。
20	事業活動で排出された缶、びんは受入れるのか。	事業活動で排出されたものでも、缶・びんは廃掃法上一廃なので受入れる。

No.	疑　　問　　等	回　　答
21	建具屋からのカンナくずは受入れないのか。	建具屋は建具製造業とみなし受入れない。産廃（木くず）
22	解体業者が、依頼者である家庭の方を同乗させて持ち込んだ家具等の粗大ごみは、受入れるのか。	発生源者及び搬入者の確認を行い同一者であれば受入れる。（解体業者が無償で運搬する場合のみ）
23	解体業者が畳等を搬入した場合は、受入れるか。	産廃（繊維くず）なので、受入れない。
24	事務所の引越に伴う廃棄物は受入れるのか。 また、引越業者に搬入をお願いできるのか。	引越時に発生した廃棄物の処理責任は、引越請負業者ではなく引越発注事業者にある。事業者が直接搬入する一廃は受入れる。
25	神社等で祭事（どんと祭）により発生した焼却灰は一般廃棄物として受入れるのか。 一般事務所から搬出される焼却灰は、受入れるのか。	どんと祭で発生する焼却灰は、受入れる。事業所からの焼却灰は受入れない。
26	事業所が剪定した枝等は受入れるのか。	剪定枝等は時期的に集中するため、公共事業によるものも含め、搬入制限を行う。事前に連絡を受け契約書等（写）の提出後、協議の上搬入量等を決定する。